

**広報おびらを活用して
みませんか？**

町内会の催しや、各サークルの発表会など、広報おびらの紙面を活用してみませんか？

ご利用を希望される方は、次によりお申し込みください。

■申込方法・期限

紙面ご利用の方は、電話等ご連絡の上、毎月10日まで掲載内容を原稿400字程度にまとめ、総務課企画室に提出してください。

■広報発行日

原則毎月1日

■掲載内容例

○町内会での催し事やお知らせ（冠婚葬祭等は除く）

○各サークルの発表会や展示会等

※企業広告や私用目的などは掲載できません。

■その他

掲載にあたっては、内容審査の上、判断します。

◎申込・問い合わせ先

総務課企画室企画振興係
内線207・208

**地区別申告相談を実施
します**

平成19年分の確定申告、住民税申告が2月15日から始まります。

所得税・住民税の申告は平成19年1月1日から12月31日までの一年間に収入があり、平成20年1月1日現在小平町に住所のある人がしなければなりません。
次の日程で、地区別申告相談を実施しますので、ぜひご利用ください。

地区別	日 程	時 間	相 談 場 所
本郷地区	2月15日(金)	午前10時～12時 午後1時～3時	本郷母と子の家
臼谷地区	2月18日(月)	午前10時～12時 午後1時～3時	臼谷福祉会館
鬼鹿地区	2月20日(水) 2月21日(木)	午前10時～12時 午後1時～4時	鬼鹿公民館 (2階大会議室)
達布地区	2月22日(金)	午前10時～12時 午後1時～3時	達布活性化センター
小平地区	2月26日(火) 2月27日(水)	午前10時～12時 午後1時～4時	健康福祉センター (2階集団研修室)

■地区別申告相談に来られる際に持参いただくもの
○印鑑

○収入金額や必要経費が確認できる書類（給与所得や公的年金等の源泉徴収票、毎月の収入の記録、経費の領収書など）

○各種の控除が確認できる書類（国保税・医療費の支払領収書、国民年金保険料・生命保険料・損害保険料（※長期のみ）・地震保険料の控除証明書、障害者手帳など）

※確定申告は、3月18日以降は役場で申告できませんので、直接税務署で申告することになります。また、申告義務があるにもかかわらず申告されなかった方は、平成20年度の各種証明（所得証明、課税証明等）が発行できませんのでご注意ください。

■住民税における住宅ローン控除の適用

税源移譲により、所得税が減額となり、控除できる住宅ローン控除額が減る場合があります。平成11年から平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、申

告により翌年度の住民税（所得割）から控除できます。
■対象者（①または②に該当する方）

①税源移譲により所得税額が減少する結果、住宅ローン控除限度額が所得税額より大きくなり、控除しきれなくなった方

②住宅ローン控除限度額が所得税額より大きく、税源移譲前でも控除しきれなかったが、税源移譲により控除しきれない額が大きくなった方

■計算方法

住宅ローンII次の①②のいずれか少ない金額（①前年分の所得税の住宅ローン控除限度額、②税源移譲前の税率で算出した前年分の所得税額）
ー税源移譲後の税率で算出した前年分の所得税額
■申告

対象者は、その年の3月15日（平成20年は3月17日）までに、市町村に申告書を提出する必要があります。なお、確定申告書を提出する場合は、税務署を通じて申告書を提出します。

◎問い合わせ先

財政課税務係
内線216・217

献血車ひまわり号来町日程

2月29日(金)

鬼鹿公民館前	9:00⇒10:00
小平町役場前	10:30⇒12:00
	13:00⇒14:00
南るもい農協前	14:10⇒15:30

2月7日は「北方領土の日」

特別啓発期間 平成20年1月21日～2月20日

北方領土返還要求運動の一環として、特別啓発期間中の下記施設に署名コーナーを設けました。ぜひご協力ください。

- 役場本庁舎内ロビー
- 役場各支所
- 道の駅 おびら練番屋